

弘前市消防団の概要

令和4年4月1日現在

【入団条件】

弘前市民で年齢18歳以上の、「自分たちの地域は自分で守る」という熱意のあるかた。

【組織】 1本部・5方面団・20地区団・111分団 条例定数2,080名

- ・消防団本部(はしご隊、ラッパ隊、まとい隊、女性分団)
- ・第1方面団(市街地) 4地区団 16分団
- ・第2方面団(岩木川東側) 6地区団 31分団
- ・第3方面団(岩木川西側) 5地区団 38分団
- ・第4方面団(旧岩木町) 3地区団 18分団
- ・第5方面団(旧相馬村・東目屋地区) 2地区団 8分団

【消防屯所】 108屯所

【車両】 消防ポンプ自動車29台、小型動力ポンプ付積載車74台、警備車8台

【報酬】

・年額報酬

| 階級 | 職名 | 報酬の額 |
|------|------------------------|---------|
| 団長 | 消防団長 副団長(方面団長) | 82,500円 |
| 副団長 | 方面副団長 地区団長 本部付隊長 | 69,000円 |
| 分団長 | 本部付分団長 地区副団長 分団長 | 50,500円 |
| 副分団長 | 副分団長 | 45,500円 |
| 部長 | 部長 | 37,000円 |
| 班長 | 班長 | 37,000円 |
| 団員 | 団員 | 36,500円 |

- ・ 出勤報酬 1 回 3,000 円
- ・ 訓練報酬 1 回 2,000 円
- ・ 警戒報酬 1 回 3,000 円
- ・ 整備・技術報酬 月額 3,000 円（1 分団 1,500 円×2 名）
- ・ 臨時報酬 1 回 2,000 円など

・ 退職報償金

| | 5～10 年 | 10～15 年 | 15～20 年 | 20～25 年 | 25～30 年 | 30 年以上 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 団長 | 239,000 円 | 344,000 円 | 459,000 円 | 594,000 円 | 779,000 円 | 979,000 円 |
| 副団長 | 229,000 円 | 329,000 円 | 429,000 円 | 534,000 円 | 709,000 円 | 909,000 円 |
| 分団長 | 219,000 円 | 318,000 円 | 413,000 円 | 513,000 円 | 659,000 円 | 849,000 円 |
| 副分団長 | 214,000 円 | 303,000 円 | 388,000 円 | 478,000 円 | 624,000 円 | 809,000 円 |
| 部長及び班長 | 204,000 円 | 283,000 円 | 358,000 円 | 438,000 円 | 564,000 円 | 734,000 円 |
| 団員 | 200,000 円 | 264,000 円 | 334,000 円 | 409,000 円 | 519,000 円 | 689,000 円 |

○定年一覧表

| | | | | | |
|------|-------|-------|-------|------|-------|
| 職名 | 団長 | 方面団長 | 方面副団長 | 地区団長 | 本部付隊長 |
| 階級 | 団長 | | 副団長 | | |
| 定年年齢 | 68 | | | 65 | |
| 職名 | 本部付団長 | 地区副団長 | 分団長 | 副分団長 | |
| 階級 | 分団長 | | | 副分団長 | |
| 定年年齢 | 65 | | | | |
| 職名 | 部長 | 班長 | 団員 | | |
| 階級 | 部長 | 班長 | 団員 | | |

【公務災害補償：消防団員等公務災害等補償等共済基金】

災害現場、訓練等での死亡、負傷及び疾病に係る損害補償をします。

療養補償 休業補償 傷害補償年金 障害補償 介護補償 遺族補償 葬祭補償

【貸与支給品】

- ・ 活動服衣一式を貸与
- ・ 女性消防団・分団長以上は制服一式も貸与

【主な行事】全団員

1 月第 2 月曜日(成人の日) 弘前市・西目屋村消防団出初式

| | |
|--------------|------------------|
| 5月5日 | 青森県中弘地区消防協会定期観閲式 |
| 4月・10月火災予防週間 | 防火広報活動 |
| 積雪時 | 水利除雪 |

【表彰制度】

団長表彰、市長表彰、青森県中弘地区消防協会長表彰のほか、国・県等の表彰

【消防組織法】

(消防の任務)

第一条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

(消防団)

第十八条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。

3 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

【区域】(規則より抜粋)

| 組織名 | | 管轄区域 |
|-------|------|--|
| 第1方面団 | 東地区団 | 和徳町の一部、堅田一丁目、堅田二丁目、堅田三丁目、堅田四丁目、堅田五丁目、表町、大町一丁目、大町二丁目、大町三丁目、駅前町、駅前一丁目、駅前二丁目、駅前三丁目、東和徳町、和徳字稲田、南大町一丁目の一部、松ヶ枝一丁目、松ヶ枝二丁目、松ヶ枝三丁目、松ヶ枝四丁目、松ヶ枝五丁目、俵元一丁目、俵元二丁目、和泉一丁目、和泉二丁目の一部、高崎一丁目、高崎二丁目、城東中央一丁目、稲田一丁目、稲田二丁目、城東北一丁目、城東北二丁目、城東北三丁目、城東北四丁目、末広一丁目の一部、末広二丁目の一部 |
| | 西地区団 | 本町、元長町、元大工町、上白銀町、塩分町、森町、覚仙町、在府町、相良町、茂森町、新寺町、新寺町新割町、北新寺町、西茂森一丁目、西茂森二丁目、茂森新町一丁目、 |

| | |
|------|---|
| | <p>茂森新町二丁目、茂森新町三丁目、茂森新町四丁目、南塘町、菟中字中川原、栄町一丁目、栄町二丁目、栄町三丁目、栄町四丁目、馬屋町、鷹匠町、新町、南袋町、駒越町、平岡町、西大工町、袋町、五十石町、紺屋町、城西一丁目、城西二丁目、城西三丁目、城西四丁目、城西五丁目、河原町、樋の口町、南城西一丁目、南城西二丁目、和田町、樋の口一丁目、樋の口二丁目、茜町一丁目、茜町二丁目、茜町三丁目の一部、浜の町東一丁目、浜の町東四丁目、浜の町西一丁目</p> |
| 南地区団 | <p>鍛冶町、新鍛冶町、桶屋町、銅屋町、南川端町、北川端町、土手町、山道町、住吉町、松森町、楮町、富田一丁目、富田二丁目、富田三丁目、吉野町、紙漉町、桜林町、富士見町、西ヶ丘町、寒沢町、桔梗野一丁目、桔梗野二丁目、桔梗野三丁目、桔梗野四丁目、桔梗野五丁目、樹木一丁目、樹木二丁目、樹木三丁目、樹木四丁目、樹木五丁目、南大町一丁目の一部、南大町二丁目、品川町、御幸町、大富町、富野町、文京町、富田町、南富田町、稔町、旭ヶ丘一丁目、旭ヶ丘二丁目、緑ヶ丘一丁目、緑ヶ丘二丁目、緑ヶ丘三丁目、清水一丁目、清水二丁目、清水三丁目、若葉一丁目、若葉二丁目、清水富田字清水流及び字桔梗流、清富町</p> |
| 北地区団 | <p>和徳町の一部、代官町、植田町、緑町、萱町、上瓦ヶ町、中瓦ヶ町、南瓦ヶ町、北瓦ヶ町、坂本町、山下町、徒町、田代町、西川岸町、徒町川端町、徳田町、南柳町、北柳町、南横町、北横町、茶畑町、野田一丁目、野田二丁目、宮川一丁目、宮川二丁目、宮川三丁目、親方町、一番町、百石町、百石町小路、鉄砲町、上鞆師町、下鞆師町、元寺町、元寺町小路、下白銀町、東長町、大浦町、蔵主町、長坂町、笹森町、田茂木町、禰宣町、亀甲町、若党町、小人町、馬喰町、春日町、西城北一丁目、西城北二丁目、東城北一丁目、東城北二丁目、東城北三丁目、宮園一丁目、宮園二丁目、宮園三丁目、田町一丁目、田町二丁目、田町三丁目、田町四丁目、八幡町一丁目、八幡町二丁目、山王町、田町五丁目、八幡町三丁目</p> |

| | | | |
|-------|-------|--|--|
| 第2方面団 | 清水地区団 | 第1分団 | 茜町三丁目の一部、清水富田（字清水流及び字桔梗流を除く。）、悪戸、常盤坂一丁目、常盤坂二丁目、常盤坂三丁目、常盤坂四丁目、自由ヶ丘一丁目、自由ヶ丘二丁目、自由ヶ丘三丁目、自由ヶ丘四丁目、自由ヶ丘五丁目 |
| | | 第2分団 | 下湯口 |
| | | 第3分団 | 小沢、大開一丁目、大開二丁目、大開三丁目、大開四丁目、金属町、青樹町、大原一丁目、大原二丁目、大原三丁目、桜ヶ丘一丁目、桜ヶ丘二丁目、桜ヶ丘三丁目、桜ヶ丘四丁目、桜ヶ丘五丁目 |
| | | 第4分団 | 坂元 |
| | 和徳地区団 | 第1分団 | 堅田字神田、神田一丁目、神田二丁目、神田三丁目、神田四丁目、神田五丁目、撫牛子、撫牛子一丁目、撫牛子二丁目、撫牛子三丁目、撫牛子四丁目、撫牛子五丁目 |
| | | 第2分団 | 宮園四丁目、宮園五丁目、向外瀬、青山一丁目、青山二丁目、青山三丁目、青山四丁目、青山五丁目、向外瀬一丁目、向外瀬二丁目、向外瀬三丁目、向外瀬四丁目、向外瀬五丁目 |
| | | 第3分団 | 津賀野、百田 |
| | | 第4分団 | 清野袋字岡部及び字川田、清野袋一丁目、清野袋二丁目、清野袋三丁目、清野袋四丁目、清野袋五丁目 |
| | | 第5分団 | 大久保 |
| | | 第6分団 | 清野袋字増田、岩賀一丁目、岩賀二丁目、岩賀三丁目 |
| | 豊田地区団 | 第1分団 | 新里 |
| | | 第2分団 | 福村、福田、境関、福田一丁目、福田二丁目、福田三丁目、福村一丁目、境関一丁目、早稲田一丁目、早稲田二丁目、早稲田三丁目、早稲田四丁目、高田二丁目の一部、高田三丁目の一部、高田四丁目の一部、末広一丁目の一部、末広三丁目の一部、末広四丁目の一部、末広五丁目の一部、田園一丁目の一部、田園二丁目、田園三丁目、田園四丁目、田園五丁目 |
| 第3分団 | | 和泉二丁目の一部、小比内、高田、川先一丁目、川先二丁目、川先三丁目、川先四丁目、小比内一丁目、小比内二丁目、小比内三丁目、小比内四丁目、小比内五丁目、豊田一丁目、豊田二丁目、豊田三丁目、扇町一丁目、扇町二丁目 | |

| | | |
|-------|------|--|
| | | 目、扇町三丁目、城東一丁目、城東二丁目、外崎一丁目、外崎二丁目、外崎三丁目、城東中央二丁目、城東中央三丁目、城東中央四丁目、城東中央五丁目、城東三丁目、城東四丁目、外崎四丁目、外崎五丁目、高田一丁目、城東五丁目、高田二丁目の一部、高田三丁目の一部、高田四丁目の一部、高田五丁目、末広一丁目の一部、末広二丁目の一部、末広三丁目の一部、末広四丁目の一部、末広五丁目の一部、田園一丁目の一部 |
| 堀越地区団 | 第1分団 | 門外、門外一丁目、門外二丁目、門外三丁目、門外四丁目 |
| | 第2分団 | 北園一丁目、北園二丁目、学園町、取上一丁目、取上二丁目、取上三丁目、取上四丁目、取上五丁目、清原一丁目、清原二丁目、清原三丁目、清原四丁目 |
| | 第3分団 | 大清水、大清水一丁目、大清水二丁目、大清水三丁目、大清水四丁目、安原一丁目、安原二丁目、安原三丁目、泉野一丁目、泉野二丁目、泉野三丁目、泉野四丁目、泉野五丁目 |
| | 第4分団 | 川合 |
| | 第5分団 | 堀越 |
| 千年地区団 | 第1分団 | 一野渡 |
| | 第2分団 | 松木平 |
| | 第3分団 | 清水森 |
| | 第4分団 | 松原東一丁目、松原東二丁目、松原東三丁目、松原東四丁目、松原東五丁目、広野一丁目、広野二丁目、小栗山 |
| | 第5分団 | 原ヶ平、大和沢字里見、原ヶ平一丁目、原ヶ平二丁目、原ヶ平三丁目、原ヶ平四丁目、原ヶ平五丁目、富士見台一丁目、富士見台二丁目、城南四丁目、城南五丁目、館野一丁目、館野二丁目、山崎一丁目、山崎二丁目、山崎三丁目、山崎四丁目、山崎五丁目 |
| | 第6分団 | 狼森 |
| | 第7分団 | 大和沢（字里見を除く。）、千年一丁目、千年二丁目、千年三丁目、千年四丁目 |
| | 第8分団 | 豊原一丁目、豊原二丁目、三岳町、松原西一丁目、松原西二丁目、松原西三丁目、中野一丁目、中野二丁目、中野三 |

| | | | |
|-------|-------|-------------------------------|--|
| | | | 丁目、中野四丁目、中野五丁目、城南一丁目、城南二丁目、城南三丁目 |
| | 石川地区団 | 第1分団 | 石川 |
| | | 第2分団 | 大沢 |
| | | 第3分団 | 乳井 |
| | | 第4分団 | 薬師堂 |
| | | 第5分団 | 小金崎、八幡館、小金崎一丁目 |
| 第3方面団 | 藤代地区団 | 第1分団 | 中崎 |
| | | 第2分団 | 菟中字岩井、鳥町、浜の町東二丁目、浜の町東三丁目、浜の町東五丁目、浜の町西二丁目、浜の町西三丁目、藤代五丁目、藤野一丁目、藤野二丁目、浜の町北一丁目 |
| | | 第3分団 | 石渡、町田、石渡二丁目、石渡三丁目、石渡五丁目、町田一丁目、町田二丁目、町田三丁目、藤内町 |
| | | 第4分団 | 三世寺字月見野及び字鳴瀬（三世寺） |
| | | 第5分団 | 藤代字川面、字広田及び字平田、藤代一丁目、藤代二丁目、藤代三丁目、藤代四丁目 |
| | | 第6分団 | 三世寺字月見野及び色吉（小山） |
| | | 第7分団 | 大川 |
| | | 第8分団 | 船水、石渡四丁目、外瀬一丁目、外瀬二丁目、浜の町北二丁目、船水一丁目、船水二丁目、船水三丁目、八代町 |
| | | 第9分団 | 土堂、石渡一丁目、元薬師堂 |
| | 船沢地区団 | 第1分団 | 蒔苗（字油伝、字野田及び字堤田の一部並びに字鳥羽を除く。） |
| | | 第2分団 | 中別所 |
| | | 第3分団 | 蒔苗（字油伝の一部、字野田の一部）、富栄（字野田の一部、字笹崎の一部、字平岡、字西田） |
| | | 第4分団 | 宮館 |
| 第5分団 | | 蒔苗（字堤田の一部、字鳥羽）、富栄（字鳥羽、字笹崎の一部） | |
| 第6分団 | | 折笠 | |
| 第7分団 | | 弥生 | |
| 第8分団 | | 細越 | |

| | | | |
|------------|-------------|-------|-------------------------|
| | | 第9分団 | 富栄字浅井名及び字山辺（三ツ森） |
| 高杉地区 分団 | | 第1分団 | 高杉（第4分団及び第6分団の管轄区域を除く。） |
| | | 第2分団 | 独狐 |
| | | 第3分団 | 糠坪 |
| | | 第4分団 | 高杉字五反田及び字阿部野（四ツ屋） |
| | | 第5分団 | 前坂 |
| | | 第6分団 | 高杉字長谷野及び字尾上山（住吉） |
| 裾野地区 分団 | | 第1分団 | 檜木（字用田を除く。） |
| | | 第2分団 | 鬼沢（字山ノ越を除く。） |
| | | 第3分団 | 鬼沢字山ノ越（堂ヶ沢） |
| | | 第4分団 | 貝沢、大森（大森、七泉） |
| | | 第5分団 | 十面沢 |
| | | 第6分団 | 十腰内 |
| | | 第7分団 | 檜木字用田（泉田） |
| 新和地区 分団 | | 第1分団 | 青女子（下青女子） |
| | | 第2分団 | 種市（第7分団の管轄区域を除く。） |
| | | 第3分団 | 小友 |
| | | 第4分団 | 三和（第7分団の管轄区域を除く。） |
| | | 第5分団 | 笹館 |
| | | 第6分団 | 青女子（上青女子） |
| | | 第7分団 | 三和字川合（上中畑）、種市字高木（上中畑） |
| 第4方面 分団 | 岩木南地区 分団 | 駒越分団 | 駒越 |
| | | 真土分団 | 真土、龍ノ口 |
| | | 鳥井野分団 | 鳥井野、如来瀬 |
| | | 兼平分団 | 兼平 |
| | | 一町田分団 | 一町田 |
| | 岩木東地区 分団 | 熊嶋分団 | 熊嶋 |
| | | 第1分団 | 賀田一丁目、賀田二丁目、賀田、高屋 |
| | | 八幡分団 | 八幡 |
| | | 愛宕分団 | 愛宕 |
| | | 鼻和分団 | 鼻和 |

| | | | |
|---------------|----------------|-------|----------------|
| | 岩木 西地 区団 | 五代分団 | 五代 |
| | | 宮地分団 | 宮地 |
| | | 葛原分団 | 葛原 |
| | | 新岡分団 | 新岡 |
| | | 新法師分団 | 新法師 |
| | | 高岡分団 | 高岡 |
| | | 百沢分団 | 百沢 |
| | | 常盤野分団 | 常盤野 |
| 第5 方面 団 | 東目 屋地 区団 | 第1分団 | 高野、館後、国吉、黒土 |
| | | 第2分団 | 桜庭、平山、米ヶ袋 |
| | | 第3分団 | 中野、中畑、番館 |
| | | 第4分団 | 吉川 |
| | 相馬 地区 団 | 第1分団 | 藤沢、相馬、大助、藍内、沢田 |
| | | 第2分団 | 紙漉沢、坂市 |
| | | 第3分団 | 五所、水木在家 |
| | | 第4分団 | 湯口、黒滝、昂 |